

「2020年合格目標 LEC 工藤プロジェクトSwing-byセミナー」から
第52回社労士試験【選択式】厚年法 空欄Aの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU20437 p.11 問7]

- 1 実施機関は、厚生年金保険制度に対する を増進させ、及びその信頼を向上させるため、主務省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとしてされている。

解答 → ⑭国民の理解

(解答 → ⑤将来の給付)

本試験出題はこうでした！

第52回 社労士試験 問題
〔選択式〕 厚生年金保険法 【空欄A】

- 1 厚生年金保険法第31条の2の規定によると、実施機関は、厚生年金保険制度に対する を増進させ、及びその信頼を向上させるため、主務省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとしてされている。

解答 → ⑨国民の理解

的中!